（1）　第117号　昭和23年8月24日第三種郵便物認可　昭和25年12月22日日本國有鉄道特別扱承認新聞624号　THE KEMMINNOTOMO　昭和26年（1951年）5月11日發行（旬刊）

縣民の友
發行所
和歌山市小松原通一丁目
和歌山縣企畫廣報課
編集印刷
發行人　杉本珍巳
印刷所　和歌山県印刷所
旬刊1日・11日・21日發行
定価一部2円50銭

我等の選良決る

「總合計畫による縣産業の振興と社會政策の推進」

小野知事抱負を語る

激しい三旬にわたる選擧戦も四月三十日の投票により終幕を告げ私達の知事、四十五名の県議会議員は興望をになつて選出された。新緑のそよ風に大空高く泳ぐ鯉上りの如く、私達の選良は大いなる希望と抱負を以て、必ずや県政に新しい息吹きを与えてくれることであろう。

私達は私達の手で選んだ代表者が如何に行動し、如何にして私達のために働いてくれるかを見守つて行かなければならない。

四日の選擧会に於て当選と確定した新小野知事は正午県庁員の歓迎の拍手を受けて初登庁し、再選のつゝみきれぬ喜びに温顔をほころばせつゝ、知事室に入り県会議場の就任式に臨み、庁員一同に左の要旨の挨拶を行い、荒木副知事が歓迎の答辞を述べた。

私は過去の選擧戦中に於て、私の四カ年間の県政に対して如何なる批判がなされるか興味を以て期待していたが、手酷しい批判は聞かれなかつた。これは私の非常に物足りなく感じたところであるが私としては之を以て私の過去四カ年の県政が決して間違いのなかつたものだとは自ぼれていない。

今度私が県民の皆様方に公約したなかには目新しいものは何もないのであるが、その代り実現出来ないようなことはなく、やりよいものである。努力さえすれば或程度迄達成出来るものであります、それは皆様方が一致して私を助けてくれるかどうかにあると思う。

百万県民の為これ等の施策がすみやかに実現出来るよう、皆様方の協力を望んで已まない。

就任後知事室で新聞記者との会同を行つた知事は、就任の抱負を左のように語つた。

問「今回は圧倒的な勝利でしたので特に色々と御感慨や御抱負の多いことと思いますが……」

知事「いや有難う、県民各位の絶大な御支援を戴き、非常に感激している次第です。この上は県民の御高志に報いるため、選擧に際し御約束申し上げた政見の一つ一つを誠実に実行してゆきたいと考えています。」

問「今回の選擧で掲げられた政見は、既に二十五年度に於て大体、準備なさつていると聞いていますがそれはどういう意味でしようか」

知事「私はかねがね和歌山県政について八カ年計画というのを持つています。それは昭和二十二年度から二十四年までの三カ年間が復旧安定の時代であり、二十五年は建設發展の準備時代でありそして二十六年からの四年間は建設發展の實施時代だという様に考えているのです。そして二十五年度の予算は已に皆さん御承知の様に、そうした考え方で組んでいるつもりです。それによつて準備された事柄を今後堅実にきづきあげてゆくのが私の抱負といえると思います。」

問「たとえばどんなことですか」

知事「色々ありますが、特に重要なのは、そう合計画による県産業の振興と社会政策の推進ということです。県産業の振興についてはそう合計画の確立、電源の開發、国道四十一号線の改修工場の誘致、観光政策の拡充等が是非やらねばならぬことであり、社会政策については戦争犠牲者や失業者の救済や結核対策の推進等に特に力を入れて行かねばならぬと考えています。然し之等の事も県会議員各位や市町村長の方々始め県民の皆様方の御支援あつてこそ始めて円滑にやつてゆけるので、今後とも十分の御協力をお願いする次第です」

写眞左知事室で語る小野知事　下県会議場で庁員に挨拶

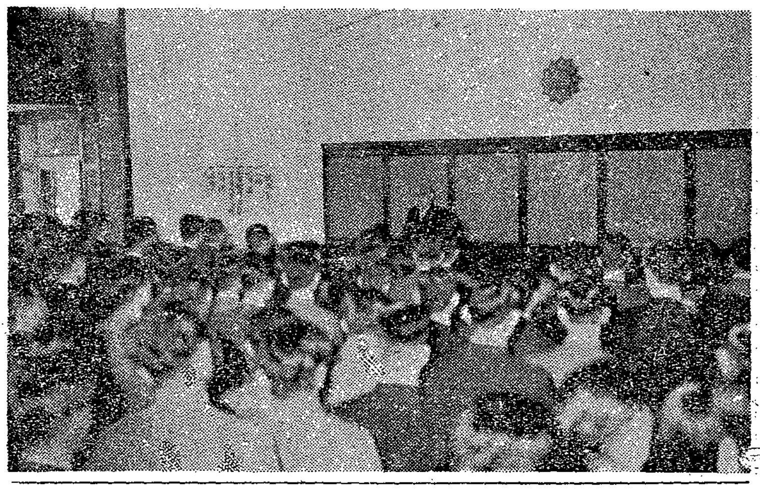

縣税の御相談は

納税相談所へ

第一回は十一日より開設

県税の納税については、常々皆様方から多大の御協力を戴いていますが、更に皆様方と一層連絡を密にして、御相談の上円滑な納税を計るため本年度においても第一回の納税相談所を五月十一日より二十日までの間に左の要領で開設しますから、昨年度以上に精々御利用戴き、納得の行く納税が出来ますよう御協力をお願い申し上げます。

なお個人事業税及び特別所得税の申告期限は五月末日となつておりますので申告漏のないようお願いします。

納税相談所は

税法の内容、申告並びに報告の仕方税金の計算方法等を説明する外税金に関する苦情をもお聞きし公平な課税と納得のゆく納税をして戴くために開設するもので、市（小地区に分割）及び町村（大きい町村は数地区に分ける）の適当な場所（役場、学校、集会所等）で開き日時等については地方事務所（財務処）から御通知申し上げます。

（相談事項）

（1）税法規の説明研究
（2）税金の計算の仕方
（3）申告報告の仕方
（4）その他色々の相談、苦情
（5）県の台所の現状説明

なお各地区には協力会員が知事から委嘱され、同委員の互選により所長が決められ、色々の御世話を願うことになつております。

御存じですか

農業委員が新たに生れます

選擧は七月二十日

今までの農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を合体して農業委員会が出来るようになりました。

これまでは農民の民主化代表機関として、農地委員会は農地改革農業調整委員会は食糧の増産供出農業改良委員会は農業改良普及に関する仕事を各々独立して行つて来たのですが、これからは農地の問題も、食糧の増産供出の問題も農業改良普及の問題も切り離して別々に考えることは出来ません。

これらの問題をそう合的に取扱い一切の農業施策が本当に農民の欲するように農業生産力の發展や農業経営の合理化を促進し農民の地位の向上に資するよう民主的な農民の代表機関として三者を合体した農業委員会が出来たわけです。

農業委員会は市町村と府県に設置されますが、市町村のは直接農民の皆様方により選び出されるのです。

この選擧は市町村は七月二十日に行われますが、選擧権、被選擧権は市町村の区域内に住所を有する満二十年以上の者で一反歩以上の農地を耕作している者と同居の親族、配偶者で年間約六十日以上耕作に従事している者に等しく与えられます。

選擧権者は農業委員会（最初の選擧に限つて農地委員会）に六月五日までに選擧人名簿登載の申請書を提出せねばなりません。

農業委員は町村に十五人、任期は二年となつています。

社員になりましよう

順調に進む赤十字募金

五月一日から開始せられた赤十字募金は其後順調に進み、既に目標額を突破した町村は全国で二百三十の多きに達し全般的には前年同期に比し頗る好調で、特に大阪では三倍強の好成績と發表せられている我が和歌山県は前年同期に比し稍下廻る動き方を示している

十日現在日赤和歌山支部に報告された募金総額は既に二十六万余円に達している。県下目標額六百万円に対しては四・三五%余りに過ぎないが、報告未着分も入れると相当額に達する見込である。

早や県下のトップを切つて左の町村は目標額を達成した。

有田郡津木村　九、九〇〇円
東牟婁郡小川村　五、二〇〇円

赤十字社員は戦前は和歌山で十四万余りあつたが昨年度は二万余りに減つているので速かに戦前の社員数に達するよう日赤和歌山支部では一般の協力を望んでいる。

正社員は年々三十円以上拠出するとなれます。

國債の買上は

八月末日限り

廃止されます。

郵便局での取扱は五月末日限り廃止されます

なお郵便局では國債の元金や利子の支拂も五月末日限りで一切取扱わないこととなりました。

お手持の國債は今の内現金に代えて活用しましよう

投票率は八六%

地方自治今後の四カ年を托する私達の選良は決つた。

四月二十三日は市町村、三十日は県知事、県議会議員の選擧が行われたのであるが、私達の代表者を選び出す熱意に欠けたところはなかつたろうか。投票の結果から見ると私達の代表者を選ぶ熱意は充分とは云われないまでも過去にないよい成果を收めたといゝ得る

私達はこの熱意を更に今後の代表者の上に監視の眼として一擧一動を注視して行く必要がある。

知事、県議の投票率は町村選擧に比しやゝ落ちたが八六・七%という好成績を示している郡市別に見ると左の通り。

	男	女	計
和歌山市	七八・八	七三・一	七六・八
海南市	八六・八	八五・六	八六・二
田辺市	九四	九四・二	九四・一
新宮市	八五・五	八四・二	八四・〇
海草郡	九一・九	九〇・四	九一・一
那賀郡	九二・五	八五・六	九〇・五
伊都郡	八八・五	八五・八	八七・一
有田郡	九〇・五	八六・一	八八・二
日高郡	九一・三	八九・二	九〇・二
西牟婁	九二・〇	八九・一	九〇・五
東牟婁	八七・四	八五・六	八六・四
計	八八・二	八五・三	八六・七

新縣議會議員一覧

氏名	年令	職業	住所	本籍	所属
和歌山市（九名）					
津田清	48	会社員	和歌山市東長町	和歌山市	社（新）
前田信一	51	会社重役	〃西浜	〃	自（現）
島本正義	42	会社社長、農、水産、製材業	〃本町二丁目	〃	無（現）
寺中光義	51	会社員	〃宇須	下神野村	無（新）
得津義治	50	会社重役	〃関戸	和歌山市	無（新）
内田安吉	52	会社重役	〃内原	〃	自（現）
下西岩吉	46	会社重役	〃宇須	〃	自（前）
山下柳吉	52	会社員	〃金竜寺町	秋津川村	無（現）
的場鹿五郎	41	酒類業団体役員	〃岡山丁	和歌山市	社（現）
海南市（二名）					
繪原清一	56	会社重役	海南市船尾	海南市	無（現）
片畑市太郎	43	会社員	〃大野中	〃	自（新）
田邊市（二名）					
宮本茂一郎	43	農協組合長 共済組合長	田辺市稲成町	田辺市	無（新）
前田増一	40	水産物加工業	〃江川町	〃	無（現）
新宮市（二名）					
奥崎直幸	38	無職	新宮市三輪崎	新宮市	無（新）
赤根由次郎	55	会社重役	〃新宮	〃	無（新）
海草郡（四名）					
田中大二郎	52	農業	海草郡大崎村	仝上	無（新）
藤本鼎	56	農業 農協組合会長	〃下津町	仝上	無（新）
山崎千太郎	41	商業	〃西山東村	仝上	無（新）
貴志茂	51	農業	和歌山市梅原	仝上	革同（現）
那賀郡（五名）					
田中功	37	農業	那賀郡安楽川村	仝上	無（新）
岡本秀夫	49	会社重役	〃北野上町	仝上	自（現）
土肥正敏	42	県厚生会副会長	〃東野上町	仝上	無（新）
宮下武彦	42	薬剤師	〃粉河町	仝上	自（新）
中西正規	48	農業	〃中貴志村	仝上	無（新）
伊都郡（四名）					
中谷政夫	51	農業	伊都郡妙寺町	仝上	無（新）
平越孝一	46	薬剤師	〃九度山町	奈良県	無（現）
窪田憲一	49	織物業	〃高野口町	仝上	革同（現）
岡本長治	49	農業	〃橋本町	仝上	社民（新）
有田郡（四名）					
峯畑淨	46	農業	有田郡生石村	仝上	無（新）
裏辻佐左衛門	57	無職	〃湯浅町	五西月村	無（新）
上松貞一	63	農業	〃五西月村	仝上	自（現）
岡崎密三良	46	製綿、漁具	〃箕島町	仝上	無（新）
日高郡（六名）					
久保田芳造	51	工業　醤油製造	日高郡印南町	仝上	無（新）
松本計一	36	農業	〃御坊町	仝上	無（現）
西川濩	49	医師	〃川上村	仝上	自（前）
丸山弘	31	農業 農協理事	〃上南部村	仝上	無（新）
笹野勇	46	無職	〃稲原村	和歌山市	民（現）
中前勝	43	農業	〃和田村	仝上	無（新）
西牟婁郡（四名）					
竹中節	47	農業	西牟婁郡岩田村	仝上	社（現）
那須秀雄	32	農業	〃長野村	仝上	民（現）
和田鶴一	39	漁業	〃串本町	仝上	無（新）
浦地孝一	50	自動車商会支店長	田辺市湊	栗栖川村	無（新）
東牟婁郡（三名）					
森岡辰男	46	土木建築請負業	東牟婁郡太地町	仝上	社（現）
浦神賢一	42	農業	〃下里町	仝上	無（新）
坂久五郎	53	無職	〃西向町	仝上	無（現）

公營住宅二〇八戸

事業主体の割當を決定

終戦後六年を経て、県下の住宅復興も漸次軌道にのりはじめた感じであるが、なお切実に家を求めて、不自由な生活を続けている人々が三万数千世帯に及んでいて、住宅難はなかなか解消されない現状にある。

本県に割当てられた昭和二十六年度の国庫補助公営貸与住宅は、二〇八戸で、内訳は鉄筋コンクリート住宅三棟七二戸、不燃構造住宅一六戸木造甲型住宅五〇戸、木造乙型住宅七〇戸となつている。

昨年度と変つている点は、木造家屋が甲型と乙型の二種類に分けられて、従来厚生省で建てゝいた引揚者住宅が廃止されたことである。木造甲型住宅は、一戸当り八坪（外に物置半坪）で、乙型住宅に入居できない低所得者や、公共建築物などで同居している人々を対称としており、乙型住宅は従来の庶民住宅と同じ取扱いで、一戸当り一〇坪（外に物置半坪）となつている。

なお本年度は特に新不燃構造住宅（コンクリートブロック建）が建設されることになつたが、これは一戸当り十二坪で、二階建、一棟八戸宛の防火家屋である。外に昨年度と同じような鉄筋コンクリート造りで四階建の共同住宅は、一戸当り十二坪型と一四坪型の二種類で、各一棟二四戸建である。

以上の各種住宅の中で、木造甲型住宅については県厚生課と協議し、その他の住宅については住宅の不足状況や、割当希望などを考慮して次のように事業主体を決定した。

県営	鉄筋住宅	四八戸
	不燃構造	一六戸
	木造乙型	一〇戸
和歌山市	鉄筋住宅	二四戸
	木造乙型	四〇戸
田辺市	木造乙型	一〇戸
新宮市	〃	一〇戸
宇久井村	木造甲型	四戸
西向町	〃	五戸
周参見町	〃	四戸
串本町	〃	五戸
御坊町	〃	五戸
南部町	〃	四戸
湯浅町	〃	五戸
東野上町	〃	四戸
狩宿村	〃	四戸
橋本町	〃	五戸
高野口町	〃	五戸

なお、この割当は、家賃の安い住宅を町村に、その他を市部に建設されるよう考慮している。 （建築課）

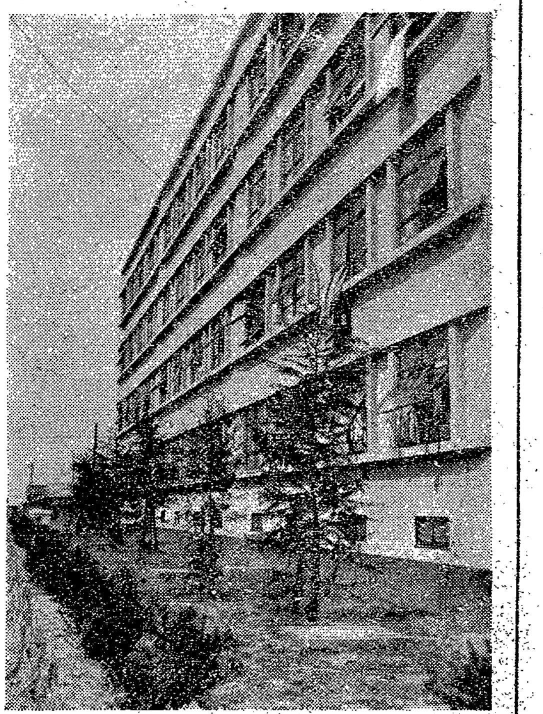

（写真は昨年度の県営鉄筋住宅）

生活保護法施行一周年

四市で公聴会を開催

国民の最低生活を保障するための生活保護法が全面的に改正施行されて一年を経過しました。

この法律は憲法第二十五条に規定された国民の生存権を保障し、その自立を助長することを目的として制定されたもので、すべて国民は無差別平等に保護の請求権を有するとともに、この権利の侵害に対しては、救済手段として保護機関（市町村長）の行つた処分についても不服の申立ができる制度が確立されているのであります。県下で現在生活保護法によつて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助などの保護をうけている世帯は約一万三百で、二万八千五百人、扶助月額が二千百余万円に上つている状態からみましても、この法律の重要性がうかゞわれるのでありますが、改正法公布の一週年を迎えて、法の趣旨と保護の現状を説明し、更に皆さんから御意見や御希望を聞かせていたゞくために、県市共催で次の通り「市民の最低生活保障と生活保護」についての公聴会を開催することになりました。県側からは民生部長、各市側からは市長及び関係者が出席して皆さんの質疑に応じる予定です。多数の御参加を期待いたします。

日程（四市共午後一時から）

五月十五日 田辺市公会堂
五月十七日 新宮市公会堂
五月十九日 和歌山市役所議場
五月二十一日 海南市日方小学校

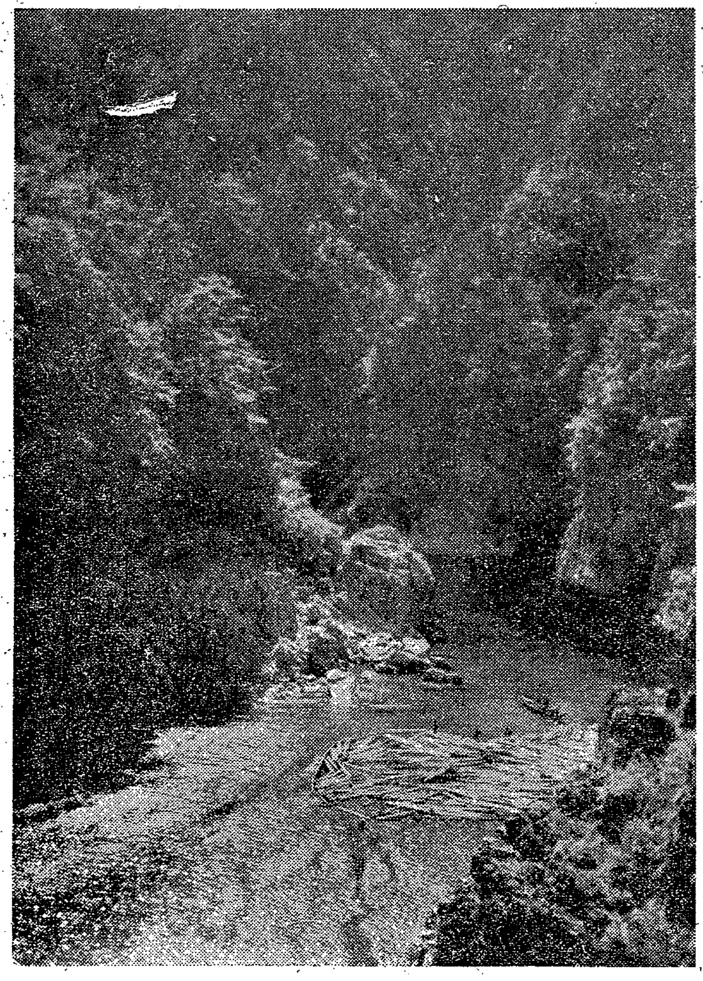

—観光客を招く新緑の瀞峡

農繁期の前に

是非一齊驅虫を

麦秋の農繁期を間近かにひかえて、一齊駆虫をお奨めします。

農村の方々の八〇%もが、かい虫や十二指腸虫を持つているという実情は、ともすれば過労におちいりやすい農繁期の保健の上に、大いに考慮されなければならない問題といえましよう。そして、温暖な本県などでは、特に十二指腸虫の害が多く、就労能率にも大きい影響を与えております。駆除の方法は、何といつても、良い薬で正しい駆虫をすることが肝心で、前後の検便は必ず実行するようにし、青年団や婦人会が先頭に立つての一齊駆虫でなければ、効果は極めてうすいのであります。

蛙の声が新緑の夜にころび初めました。ゆつくり相談して、農家の皆さんに是非実行していたゞきたい当面の課題です。集団駆虫についての指導は常に保健所で行つていますから、万事御相談下されば、駆虫薬や検便についての便宜をはからいます。 （予防課）

11月末日まで2,000万圓

木炭備蓄金資貸付け

夏が近ずくに従つて木炭の需要がなくなり、価格も下落の一途をたどつています。県では、この不需要期における製炭業界の不振を緩和するとともに、来るべき冬期の木炭需給の調整をはかるため、昨年と同じように県信用保証協会の保証を得て、県木炭協同組合に対して二千万円を限度として備蓄資金を貸付けることに決定しました。資金の貸付は、夏の不需要期に出荷された木炭を十四万五千俵を目標に県の認める倉庫（主に駅港頭倉庫）に備蓄保管して置い、その保管木炭を裏付けにして、五月一日から十一月末日まで、一俵当り備長炭二〇〇円、白炭一五〇円、黒炭一〇〇円の割で行われますから、木炭生産者の皆さんはこの制度を有効に活用されて、夏期の不振を乗りきつていたゞくよう希望します。融資を希望される方は最寄りの地方事務所へお問いあわせの上、定められた手続きをとつて下さい。

なお、この融資の対象は県木炭協同組合員に限られますから、組合外の方は先ず木炭協同組合に加入しなければなりません。 （林務課）

新県議の抱負

（先着順）

赤根由次郎（新宮）

一、小野県政絶対支持
二、国道四一号線改修促進
三、県道本宮新宮線の貫通促進
四、観光施設の拡充
五、民生安定方策確立

× ×

的場鹿五郎（和歌山）

平和を守るために、勤労大衆の生活を守るために、保守反動打倒、革新県政樹立を目指して、「真面目な議員」としての立場を強く推し進めてゆくつもりである。

× ×

峰畑 埒（有田）

政治家は先ず人格者でありたい

× ×

島本正義（和歌山）

一、和歌浦漁港の修築と魚市場の建設助成
二、和歌山築港の整備と臨港線敷設の実現
三、新六ケ井の統合井堰実現
四、街路と上下水道事業への助成
五、繊維工業の誘致と扶桑金属操業強化への協力
六、近郊農業の確立とソ菜栽培への助成
七、松江海岸沿岸防潮林の植林
八、紀の川十津川そう合開発事業における発電事業の県営と発電力の和歌山市への供給

（以上五月五日まで受付分）

農村の二・三男に期待

入植 増反 一六八〇戸を募集詮衡中

本県では昭和二十五年度末までに四八〇〇町歩の開拓適地を買収又は移管し、七一六戸を入植させて自作農創設の途上にあり、又地元増反六〇二七戸が耕作地を拡張して農業経営の多角型化をはかる上に大きな役割を果たしつゝある。

これらの入植者及び増反者の手によつて、現在二二〇〇町歩の開墾を完了しており、将来の成果は期して待つべきものがあると信じられるが、更に県では二十六年度における入植可能戸数八〇戸、増反計画戸数一六〇〇戸を募集選考中である。

開拓事業は一般に知られているように相当困難な事業であり、この事業の主な部分を占める開墾作業は極めて激しい重労働である。従つて入植者の資格条件は

一、身体強健、意志強固で開拓に熱意をもつており、将来健全な自作農となることのできる者
二、農業の経験のある者
三、当分の間経済的に自活できる者

ということになり特に農村の二、三男を希望している。

入植者は入植地などの関係で、政府から住宅建設補助金、開墾補助金、営農融資などの援助を受けて入植する助成入植者と、補助金や融資を受けず自力で開拓に従う非助成入植者とに分けられるが、何れも希望者は地方事務所又は市町村に用意してある所定の申込用紙に記入して、市町村役場へ提出すれば、県で選考の上適格者が決定される。これらの入植（増反）適格者に対しては、県の開拓予定地の中から一戸当り平均二町歩の土地を、反当平均二百円位で売渡されて開墾に着手するわけである。

なお、この外に、中央指定地区といつて、北海道又は内地の大規模な開拓地に、農林省の斡旋によつて入植する方法もあるが、これの仮選考者も県が行うことになつているから、希望者は県内の入植と同じ手続きで願書を提出すればよい。

新民法では遺産の均分相続制度を探つており、益々農地及び経営規模を細分化される傾向にあるので、農村の二、三男は非常に悩んでいる。農業経験を充分につんでいるこれらの農村二、三男は、開拓者として最適であり、県ではこの方々に是非分家入植してわが国の食糧自給度の向上に大きな役割を果たしていたゞくよう、期待している。 （開拓課）

主な助成入植予定地区

地区名	地区面積	入植計画戸数	既入植戸数	二十六年度入植予定戸数
白浜	二九九七反	六五	五三	一二
栗栖川曙	五一六	一三	一〇	三
和深	三六三	一六	一二	四
田原	四七三	一五	一〇	五
新宮	八二〇	一九	一四	五

投票率優良町村を表彰

県選挙管理委員会では、知事、県議選挙で投票率の良好であつた左記の町村を表彰することになつた町村を有権者人口別に区分してそれぞれ賞金を贈る。

▼四千人以上、那賀郡粉河町（九四・五%）▼二千五百以上、海草郡大崎村（九七・〇%）▼二千人以上、日高郡印南町（九六・九%）▼千五百以上、海草郡西山東村（九九・二%）、西牟婁郡岩田村（九六・八%）▼千人以上、西牟婁郡長野村（九八・七%）、有田郡生石村（九七・三%）▼千人未満、海草郡塩津村（九六・九%）西牟婁郡中芳養村（九六・七%）

信用保険制度について

中小企業者に対する融資を促進するために、昨年末から中小企業信用保険ができていることを御存じですか。この信用保険は、政府と金融機関とが半期ごとに一定金額の契約をすると、その金融機関が中小企業者に一定の条件を備える貸付を行い、その事業を政府に通知すると始めに契約した金額に達するまでは、個々の貸付について、それぞれ保険関係が成立し、若し弁済期に中小企業者が返済できなかつたら、政府がこれに代つて回収未済額の七五%を保険金として支払い、金融機関が被る損失を塡補する仕組みになつています。

この制度を利用できる中小企業者とは（イ）資本金五万円以下の会社、（ロ）常時使用する従業員数が二百人以下の会社又は個人、（ハ）中小企業等協同組合、（ニ）農業協同組合とその連合会、（ホ）漁業協同組合の何れかに該当するもので、政令に定められている二十三の業種に属する事業を経営するものとなつています。この保険をつけられる貸付金は事業経営に必要な設備資金、又は運転資金に限られ、一件の貸付金額は三百万円（中小企業等協同組合の場合は一千万円）以下で、期間は六月上五年でありますこの保険制度は政府と金融機関との間の保険契約ですから、保険附きの借入れを受ける場合でも借り手として特別の手続きが必要でなく、通常の借入れ手続きだけで十分ですが、借入申込みと共に保険にかけるよう意志をする必要があります。

この保険制度を利用するには、取引銀行が政府と保険契約を結んでいなければなりませんが、法律によつて日本銀行、日本輸出銀行を除くすべての銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫、無尽会社、信用組合が保険契約を結ぶことができる金融機関となつています。

なおこの保険は政府が行うものでありますが、契約の締結以外の保険業務は商工組合中央金庫が代行しています。

この制度についての詳細は、商工中金和歌山出張所又は県商工課まで御照会下さい。

成人体力健康検査啓蒙宣傳ポスター募集

△趣旨 成年に達した青年男女の体力健康検査の受検者に対し成人になつた誇りと自覚を持たせその前途を祝福すると共に県民各位に健康の重要性と成人体力健康検査の必要性を認識せしめる

△募集規定

イ、体力健康検査の必要性を強調しその検査への参加を促し一般に周知せしめる
ロ、配色は三色以内
ハ、大きさは、四つ切（三七糎×五二糎）
ニ、適当な箇所に「成人体力健康検査」「和歌山県、和歌山県教育委員会、市町村及び「昭和二十六年　月　日」の文字を入れること。
ホ、裏面に住所氏名年令を明記すること

△賞

一等 二〇〇〇円 知事賞
二等 一五〇〇円 教育長賞
三等 一〇〇〇円 衛生部長賞

〇一等入選作品は印刷の上県下各方面に配付する。
〇入選者のうち同じ意匠が多数ある場合は抽籤により決定する。

△締切 昭和二十六年五月三十一日（同日付消印のあるものは有効）

△発表 昭和二十六年六月五日

△送付先 和歌山市小松原通一丁目（和歌山局区内）
和歌山県庁公衆衛生課成人体力健康検査係宛

△原稿は返却しない。

訂正

前号一面の「成人体力健康検査啓蒙宣伝ポスター募集記事中の応募規定で、（ニ）、「和歌山県和歌山市教育委員会」とあるは、「和歌山県、和歌山県教育委員会」の誤りですから訂正します